

令和 7 (2025) 年度とちぎゼロカーボン企業表彰実施要領

令和 7 (2025) 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要領は、とちぎゼロカーボン企業表彰実施要綱（以下「要綱」という。）第 6 条の規定に基づき、カーボンニュートラルの実現に関する特に優れた取組を行った中小企業者等を表彰するに当たって必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等

次に掲げる事項のいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第 2 条に準じ、要綱別表 1 に規定する会社及び個人

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第 3 条第 1 項第 1 号から第 9 号までに規定する団体

ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する法人

エ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する法人

オ 国立大学法人、公立大学法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第 3 条に規定する学校法人

カ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であって、中小企業基本法第 2 条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの

キ 特別法の規定に基づき設立された協同組合等

ク 青色申告を行っている個人事業主

ケ その他知事が適当であると認める者

(2) 省エネ

エネルギーを効率的に使用すること。

(3) 創エネ

再生可能エネルギーを活用すること。

(4) 燃料転換

環境負荷の低いエネルギーに転換すること。

(5) 吸収源対策

温室効果ガスを吸収し、比較的長期間にわたり固定すること。

(表彰の対象)

第 3 条 表彰の対象は、栃木県内に事務所又は事業所を有する中小企業者等でカーボンニュートラルの実現に関する特に優れた取組を行っている者とする。

(応募方法及び締切)

第 4 条 応募は自薦の場合は別記様式 1 に、他薦の場合は別記様式 2 に必要事項を記入し、事業概要や活動内容に関する資料を添付の上、令和 7 (2025) 年 7 月 31 日 (木) (必着) までに電子メールにて提出する。なお、他薦の場合は予め応募に係る了承を得たものに限る。

提出先

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田 1-1-20 (栃木県庁本館 11 階)
栃木県環境森林部気候変動対策課 気候変動適応担当
☎028-623-3187
E-mail kikou-hendou@pref.tochigi.lg.jp

(審査方法)

第5条 県が設置した審査会にて、中小企業者等が行う「省エネ」「創エネ」「燃料転換」「吸収源対策」等の分野の取組を、次条に定める評価基準に基づき審査・選考を行い、知事に推薦すべき被表彰候補者を決定する。

なお、審査にあたっては、応募様式の内容についてヒアリング（現地確認含む）を行う場合がある。

(評価基準)

第6条 評価基準については次のとおりとする。

評価項目	基準
貢献度	温室効果ガスの排出削減や吸収をはじめ、カーボンニュートラル実現に具体的な貢献をしていること。
波及性	他の事業者等への展開が容易であったり、県民の脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与しているなど、波及効果が期待できること。
持続性	一過性のイベントや活動ではなく、活動の持続的な発展が期待できること。
創意工夫	従来の取組とは異なるなど、独自のアイデアや創意工夫を凝らしていること。
連携・協働	当該事業者等での取組にとどまらず、関係団体や他の事業者等にも主体的にその取組を拡げるなどの連携・協働を図っていること。

(審査結果の通知)

第7条 審査結果については、被表彰者に文書で通知する。

(表彰方法)

第8条 被表彰者には栃木県知事名の表彰状等を授与する。

(表彰の実施時期等)

第9条 被表彰者の公表は令和7(2025)年9月、表彰は令和7(2025)年10月の予定とする。

(表彰取組の公表)

第10条 表彰式後、被表彰者の取組の概要を栃木県ホームページ等に掲載し、広く周知するものとする。

(事務局)

第11条 とちぎゼロカーボン企業表彰の実施に係る事務を行うための事務局を、栃木県環境森林部気候変動対策課に置く。